

【注意事項】「派遣留学制度」にて留学するにあたって

ビジネス研究科派遣留学制度にて派遣留学をすることは、個人で留学することとは異なります。本制度にて留学するということは、本学と外国の大学との信頼関係による学生交換協定にもとづき、本学の代表として留学することを意味します。

下記に本制度にて留学するにあたってご注意いただきたい事項を挙げますので、十分ご留意いただき、ビジネス研究科派遣留学制度による派遣留学を充実したものにしていただければと願っております。

記

《遵守事項》

- ① 留学期間の短縮は原則としてできない。但し、体調不良等、留学を継続する上で支障が生じた際には速やかにビジネス研究科事務室に相談すること。
 - ② 留学期間の延長はいかなる理由であっても認められない。
 - ③ 留学先大学の学年暦に従って、試験等の行事をすべて終えてから帰国すること。個人的な事情で、試験などを早めてもらわないこと。
 - ④ 留学先大学を1週間以上離れる場合は、留学先大学の該当部署とビジネス研究科事務室に事前に報告すること。
 - ⑤ やむを得ない理由で一時帰国を希望する場合は、帰国前に余裕をもって予めビジネス研究科事務室に相談し、必要諸手続きを行ったうえで帰国すること。
 - ⑥ 留学前、留学中に緊急事態（例：ビザ不発給、傷病等）が生じたときは、速やかにビジネス研究科事務室に連絡をすること。
 - ⑦ 本学が認めた留学期間外の行動は、事前語学研修等も含め、自己責任で行動すること。
 - ⑧ 留学先で車、バイクなどの運転をしないこと、また海外旅行保険が適用とならない危険を伴う運動は行わないこと。
 - ⑨ ビジネス研究科からの電話、e-mailでの連絡には留学前、留学中にかかわらず速やかに応答すること。
- ※ 上記、遵守事項に関して、万一やむを得ない事態が生じた際は、速やかに留学先大学の担当者に連絡するとともに、発生した事態について必ず同志社大学大学院ビジネス研究科にご連絡ください。個人の判断で結論を出さないこと。

以上